

【研究会報告・2】

スコットランドにおける Community Learning and Development としてのユースワークの展開

阿比留 久美

(早稲田大学)

はじめに

ユースワークとは、「おもに10代の子ども・若者の育ちを地域コミュニティで支える活動」(平塚 2023, p.27)である。その実態は国によって異なり、内容・方法・期待されている役割は様々である。スコットランドのユースワークはCLD (Community Learning and Development) の一領域として展開され、自らを「Community-based universal youth work」と称し、地域に根差し、あらゆる若者を対象としたユースワークを実施してきた。本報告ではスコットランドのユースワークについて概括し、その特徴を紹介していく。

1. スコットランドのユースワークの特徴

(1) スコットランドにおけるユースワークの定義

1997年のブレア労働党政権の誕生により権限移譲 (Devolution) が進められ、スコットランド議会の再設置とともに、スコットランドにおける子ども・若者に関連する主要な政策分野の責任がスコットランド政府に移譲された (Fyfe & Moir 2013)。そのため、スコットランドではイングランドとは相対的に独立したユースワーク政策が進められている。

スコットランドでは、自らのおこなうユースワークを「Community-based universal youth work (地域に根差したユニバーサル・ユースワーク)」と称しており、地域に根差し、特定の層の若者のみにむける (target) のではなくあらゆる若者を対象として (universal) おこなうものとして位置づけている。そして、ユースワークの本質と目的を、以下のように定義している。

ユースワークとは、若者の個人的・社会的・教育的発達を支援する、権利に基づいた (rights-based) インフォーマルな教育 (informal education) 実践である。ユースワーカーは、若者が自分の価値観や信念を探求し、自分に影響を与える問題に取り組み、学習、生活、仕事のスキルを身につけ、社会における発言力、影響力、居場所を育み、自分の権利を実現し、自分の可能性を最大限に発揮できるよう、若者と発展的な関係を築く (Youthlink Scotland 2024)。

そして、ユースワークの特徴としては、以下の3点を挙げている。

- ① 若者自身が参加するかどうかを選ぶ
- ② ユースワークは若者がいるところから立ち上げられる
- ③ 若者とユースワーカーは学習過程のパートナーとして協同する

(Youthlink Scotland 2024)

スコットランドのユースワークでは、子どもの権利や公正を意識しながら、実践が展開されている。ユースワークは世界中で様々なかたちで実施されているため、明確な普遍的定義は存在していない。だが、スコットランドのユースワークの定義は、欧州評議会 (Council of Europe 2017) やイギリスの国家的な全国組織であるNYA (National Youth Agency) や (NYA 2020, p.5)、イングランドのユースワーカーと研究者の民間組織のIDYW (In Defence of Youth work) (Story-Telling in Youth Work 2014) におけるユースワークの定義と価値を共有している点が多く、若者の自発性の原則や、若者の関心から活動をはじめていくこと、若者と大人が指導的關係ではなくパートナー関係を築いていくこと、などが共通のエッセンスとなっている。

(2) 中間支援組織の存在と政府・自治体とのパートナーシップ

NYAは、イングランドを中心とするイギリスのユースワークの全国組織 (The national agency) であるが、スコットランドにおいてはYouthlink Scotlandがユースワークの全国組織として存在している。Youthlink Scotlandは、スコットランド政府ともつながりながら政策形成やユースワークの推進をおこなっている。あらゆるタイプのユースワーク組織が加盟しているのが特徴で、スコットランドにある32の行政区 (Council)、公的機関 (statutory organizations)、ボランティア組織 (voluntary organizations) など、100以上の組織が加盟している。そのほかにもユースワーカーの職能団体であるYouth Scotland、Youthlink Scotlandの傘下にある地域ごとの中間支援団体¹⁾ など、中間支援組織が活発に活動している。彼らは、ネットワークを形成し、ユースワーカーの養成や研修、賞 (Award) の授与などをおこなっている。

中間支援組織と政府・自治体とのパートナーシップにも特徴があり、「全国ユースワーク戦略2023-2028」 (National Youth Work Strategy (2023-2028)) は、The Scottish Government (スコットランド政府)、Education Scotland (スコットランド教育庁)、Youthlink Scotlandが共同して策定しており²⁾、また、ユースワークの効果を調査する「The Impact of Community-based Youth Work」も自治体、大学、中間支援組織が共同しながらつくっている³⁾。

政府・自治体との緊張関係はありつつも、Youthlink Scotlandをはじめとした中間支援組織やスコットランドのユースワークは、相対的には政府・自治体と協同的な関係のもとにユースワークを実施しているといえる。

(3) CLDの一領域としてのユースワーク

また、スコットランドのユースワークを説明するうえで特筆すべきは、CLD (Community

Learning and Development、地域教育)の一領域として位置づけられているという点である。CLDは、ユースワーク (Youth work)、成人教育 (Adult education)、地域開発 (Community development) の三領域で構成されており、スコットランドのユースワークが成人教育や地域開発と理念を共有し、時に連携・協力しながら活動がおこなわれている点は特筆すべき点であろう。そのため、スコットランドでは、ユースワーカーの学位を大学でとる時には、ユースワーカー単独の資格としてではなく、地域教育ワーカー (CLD worker) としてのユースワーカーの資格をとることになる。

同時に、ユースワーカーの資格はCLDの資格取得と重なっており、その資格はイングランドなどのイギリスの他の地域の資格と互換性をもつものになっている。

2. スコットランドのユースワークの実態——ユースセンターの運営状況

ユースセンター (Youth Centre) はユースワークをおこなう中心的な施設であり、若者が人と会ったり、様々な活動に参加したりすることのできる場所である。日本の児童館やユースセンターは通常、開館時間中はずっと自由に開かれており (open access)、ふらっと立ち寄れる (ドロップイン、drop-in) 利用形態になっているが、スコットランドにおいてはそのような運営形態は一般的ではない。

スコットランドでは、狭い範囲の地域の若者を対象にした地域密着型のユースセンターにせよ、中心街に立地しやや広域に住む若者を対象としたユースセンターにせよ、利用時間が限られていることが多い。具体的には、①曜日・時間を定めたプログラムをベースにして運営されている (エディンバラにある Citadel Youth Centreは平日は毎日エンプロイアビリティ向上や家族支援、世代間交流、ユースクラブなど3~5つのプログラムを実施し、プログラムの時間に対象者だけが利用できるようになっている)⁴⁾、②特定の時間のみ利用できる (たとえばDundeeにある Hot Chocolate Trustは営業時間 (office hours) は月曜日から金曜日の10時~17時だが、対象年齢の若者が誰でも来ることのできる時間 (drop-in hours) は火曜の18~20時と木曜の16~18時のみとなっており、その他の時間に個別の面談やグループワークを実施している)⁵⁾ というようなかたちで運営されている。

若者がユースセンターを利用できる時間が限られている背景には、保守党のキャメロン内閣 (2010~2016年) 時におこなわれた緊縮財政の影響をスコットランドも大きく受け、ユースクラブ・ユースセンターの閉鎖、ユースワーカーの大規模な解雇、短期資金への依存度の増加が起きたことがある (Reynolds & Charraighe 2022, p.1)。職員削減による人手不足でワーカーの勤務時間全体を通したドロップインができなくなり、資金提供財団の助成金を獲得するためのプログラム化が進んだ。この傾向は現在も進行しており、個々の団体が財源を確保することは年々難しくなっている。

また、学校とユースワークの連携 (Work in Schools) もおこなわれており、学校内にユースワーカーを配置したり、学校の依頼を受け民間団体が学校復帰プログラムを実施したりしている。学校とユースワークの連携は、学校が裁量をもち校長の権限で、柔軟に使用方法を工夫しながら実施することが可能になっているという。

3. おわりに

ここまで、スコットランドのユースワークについて、その定義や現状を概観してきた。日本においては、2020年度より、行政内での任用資格である社会教育主事の養成課程を変更して、社会教育主事・社会教育士制度がはじまった。また、日本ではじめてできた子どもの権利の国内法である子ども基本法が2023年4月より施行された。日本国内のユースワーカーで社会教育士を取得する人も散見されるなか、社会教育士の普及によって社会教育の一領域としてのユースワーク／若者支援がどのように展開しうるかを考え、子ども基本法によって子どもの権利の国内法がはじめて成立した日本において権利に基づいた実践をどのように実現していけるかを考える上で、スコットランドのユースワークは示唆深いと考えられる。これらの点をあきらかにできるよう、今後スコットランドのユースワークを詳細に検討していくのが今後の課題である。

-
- 1 たとえばエディンバラとロージアン地域にはLAYC (Lothian Association of Youth Clubs)、スコットランド北部のハイランド地方にはYouth Highlandなどの中間支援組織が存在し、地域のユースワーカー組織をつないでいる。
 - 2 Youthlink Scotland, *National Youth Work Strategy (2023-2028)*, <<https://www.youthlink.scot/policy-influence/policy/nyws/>> (最終閲覧2025-05-30).
 - 3 Youthlink Scotland, *The Impact of Universal Youth Work*, <<https://www.youthlink.scot/policy-influence/research/impact-of-universal-youth-work/>> (最終閲覧2025-05-30).
 - 4 Citadel Youth Centre HP, <<https://citadelyouthcentre.org.uk/>> (最終閲覧2025-05-30).
 - 5 Hot Chocolate Trust HP, <<https://www.hotchocolate.org.uk/>> (最終閲覧2025-05-30).

【参考文献】

- 平塚眞樹 (2023) 「ユースワークとしての若者支援」平塚眞樹編・若者支援とユースワーク研究会著『ユースワークとしての若者支援』大月書店
- Council of Europe (2017) *Recommendation CM/Rec (2017) 4 of the Committee of Ministers to member States on youth work*.
- Fyfe, Ian & Moir, Stuart. (2013) “Standing at the Crossroads – What future for Youth Work?”, *Concept (The Journal of Contemporary Community Education Practice Theory)*, <<http://concept.lib.ed.ac.uk/article/view/2362>> (最終閲覧2025-5-30).
- National Youth Agency (2020) National Youth Work Curriculum.
- Reynolds, Andie & Ni Charraighe, Alison (2022) Post-Covid youth work and mental wellbeing of young people Across Scotland and England. *Concept*, 13 (2), pp.1-10. Advance online publication. <<http://concept.lib.ed.ac.uk/article/view/7353>>.
- Story-Telling in Youth Work (2014) *The IDYW ‘cornerstones’ of youth work*, <<https://storytellinginyouthwork.com/the-idyw-cornerstones-of-youth-work/>> (最終閲覧2025-05-30).
- Youthlink Scotland (2024) *Statement on the Nature and Purpose of Youth Work*, <<https://www.youthlink.scot/wp-content/uploads/Statement-on-the-Nature-and-Purpose-of-Youth-Work.pdf>>.